

第十六回 参議院法務委員会會議録第九号

昭和二十八年七月九日(木曜日)午前十一時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君

理事 宮城タマヨ君 亀田 得治君

委員 小野 義夫君 楠見 義男君 中山 福藏君 赤松 常子君 棚橋 小虎君 一松 定吉君

政府委員 法務政務次官 三浦貢之助君 法務大臣官 位野木益雄君 運輸省航空 局監理部長 粟沢 一男君 事務局側 常任委員 西村 高見君 会専門員 常任委員 畑 真道君 会専門員 畑 真道君

説明員 法務事務官(法 務省民事局付) 村岡 二郎君 運輸大臣官 房文書課長 谷 伍平君

本日の会議に付した事件 ○司法試験法の一部を改正する法律案 (内閣提出・衆議院送付)

○航空機抵当法案(内閣提出・衆議院送付)

第四部 法務委員会會議録第九号

○委員長(郡祐一君) 只今から本日の委員会を開きます。

先ず司法試験法の一部を改正する法律案についてさきに政府の提案理由を聞きましたが、御質疑のあるかたから順次御質疑を願います。

○楠見義男君 ちよつと参考のために伺いたのですが、今度手数料が第二次試験において五百円が千円になりすね。提案理由を拝見しますと、ほかのほうの試験が物価事情等に対応して五百円乃至千円となつていて、こういふふうにしてあるのですが、具体的にどの試験が五百円、どの試験が千円というお調べがあつたらお知らせ頂きたいのですが……。

○政府委員(位野木益雄君) これはお手許に多分まつていて思いますが、法律案の参考資料がございますが、その九ページにあると思ひますが、これを御覧願えば主なことはおわかり願へると思ひます。念のために申し上げますと、公認会計士試験、これが五百円と千円、弁理士試験五百円、税理士五百円、医師国家試験三百円、四百五十円、八百円、それから歯科医師国家試験これが四百五十円、それから三百円、これは特別の場合です、二千五百円の三つの種類があります。試験の種類によつて違ふわけですが、薬剤師試験これが五百円と千円というふうになつております。

○楠見義男君 これは例えば歯科医師試験とか、それから或いは薬剤師試験とか、こういうふうなものも試験に供するいろ／＼の材料だとか、そういう特別の国のほうの出費がかかるので、従つてそういうふうな事情を考へて、多少ほかの試験に比べて手数料を高くするということはこれはあり得ると思ふのです。根本の考え方は、国家試験は、できるだけひやかしの受験者の整理という意味もありましようが、併し根本的にはできるだけ手数料というものを安くするのが受験者のためにもなるべき方法であらうと思ふ。そこで今申上げるように、特別に実地試験とか或いは試験のために特別の出費が多くなるというふうな場合には、これは考慮していいと思ふのですが、それなれば、特にそういうものがなければ、できるだけ下げたほうがいいと思ふのですが、試験について何か特別会計式にそれで償うとか、そういうことは私は恐らくないと思ふのですが、もう少し深い理由がござりましようか。

○政府委員(位野木益雄君) 誠に御尤もなことだと思ひます。できるだけ受験者の負担を軽くするということは我々としても非常に希望いたしておるところであります。ただ費用は、これは今申上げましたように特別の設備というほどのものは勿論要らないのであります。それが、それにも十分四散し得る程度費用がほかの点でかかるのであります。それは御承知のように司法試験は非常に綿密な試験をいたしますので、筆記試験が御承知のように一週間続け行われます。それから口述試験が約

十日間行われるわけです。この筆記試験のほうであります。受験者が二次試験に例をとりますと、約六千人あるわけですが、この答案を見るのに、仮に一日に三百通試験委員が見るといたしましても、二十日間かかるというふうなわけがあります。それから口述試験の場合も、その間は試験委員は連日九一日を費して頂かなければならぬのであります。而もこの試験委員は御承知の通り一流の学者或いは専門家のかたで、それだけの労力を煩わしておきながら、報酬は予算の関係もありまして極く僅かです。昨年の例をとりますと、一番多く差上げたかたで五万円ということになつて居る。而も現在

手数料はその試験に要する実費の半程度しか及ばないのであります。手数料による収入は……。そういうふうな関係から非常にこの試験が経費を要するにもかかわらず、手数料が安かつたということが言えるのであります。

○楠見義男君 それから今度の附則の四項の改正で、行政科試験に通つた者は司法試験を受ける場合の試験科目として四科目あります。五項のほうの従来の高等科司法試験に通つた者についてはこの法律による司法試験に合格した者とみなすという規定は変更のない。従つてすでに一つの科目について合格した者は、改正法による試験でも合格したものとみなされるのに、同じ高等試験で行政科のほうは、例えば憲法なら憲法というふうなものを受け、それで合格しておる者が、今度は

改めて又四科目を受け直すというのほどいう理由なんですか。その点は、○政府委員(位野木益雄君) その点は、この司法試験が制定される場合に問題になつたのですが、従前の高等試験の行政科に合格した人に対する取扱をどういうふうにするかということについては、いろ／＼議論があつたのであります。前すでに憲法を受験しておるものは、そういうものは、今度の場合も免除するといふようなことにしたらどうかという議論も出たのであります。併しなからまあこの新憲法後は、法律も變つておりますし、これは、これはやはりもう一度最小限度、まあ附則に掲げた程度のもは、受験させることにすべきじゃないかということ、こういうふうになつたと承知しております。というのにはこれはこの附則は国会の修正で入れられたものであります。その趣旨はそういうふうな趣旨ではないかと思ひます。

○楠見義男君 いや私の申すのは、それと同時に、現在の附則で、例えば憲法、並びに民法及び刑法のうち一科目と、こうなつておりました。憲法、それから民法と刑法のうち例え民法です。……、こういうものはその試験を免除される、これは一通試験を受けておるからだろうと思ふのですが、今度はその民法及び刑法は、商法が入りまして、そのうちのものは必ず受けなければならぬ。従つて前は刑法を受けなくてもいいものが、今度は必ず

刑法を受けなければならぬので、負担が重くなるわけですね。同じ国家試験を受けておつた人間で、合格した人間がその負担がこの経過規定によつて重くなるのですが、その理由はどういふ理由かと、こういうのです。

○政府委員(位野木益雄君) これは今までの附則の四項の科目の問題であります。が、まあ今までの科目を受けておつたから、この程度でいいということも或る程度あるかと思ひますが、この受けてないものも勿論入つておるわけでありまして。例えば刑法なんかは受けない人が多いかと思ひますが、今までの行政科は必須ではないわけでありまして、併しそれは受けてなくても、民法を受けられればそれでいいというふうなことになるのでありまして、必ずしもそのみによつたものとも考えられないのであります。で、最小限度併しこの程度のもが必要である、改めてなお受けさせてみる必要があるのじやないかというふうな考え方でできたのではないかと思ひます。で負担がこれによつて行政科のために重くなる、行政科受験、この合格者に多くなる、こういう点であります。この点は昨日……、一昨日でありましたか、衆議院のほうでは、むしろ逆の御質問があつたのでありまして、行政科の合格者が余りに負担が軽過ぎやしないかというふうな御質問があつたのでありまして、そういう見方もできるのであります。結局今まで高等試験の司法科試験に合格した人は合格者とみなすというふうな点との比較になります。これはやはり従前の司法科試験に代るものであるとしてきた以上は、これについて改めて受けさせるということ

までやることはどうかというふうに考えられますので、それを比較いたしました。と、そういう感じも受けられるかも知れませんが、それを離れて考えますと、必ずしもそのために、今度の改正によつて行政科の合格者に対する負担が従前より多くなつた、余りに負担が重過ぎやしないかという見方は、必ずしもそういうふうにも参らないではないかというふうな、考えをいたすのであります。で、この高等試験の時代に、行政科について合格した者は、行政科について合格した科目について免除するということになつておつたと思ひますが、そういう立て方には必ずしもよつていないという考えもあつたかと思ひます。

○補見委員君 これは私意見に亘りますからこれ以上申しませんが、要するに司法科試験と行政科試験の試験が狙うところ、例えば訴訟法とか、そういうもの、或いは従来行政科では選抜科目であつたけれども、司法科では必須科目として是非履修して行かなければならない。そういうようなものについての試験、これは特別に性格が違ふのですから、試験の目的が違ふのですから、それは受けて然るべきだと思ひますが、併しそうでないものについては、行政科試験も国家試験なんだから、従つて一つの行政科のほうの試験に合格したものは、その科目は、当然他の国家試験と同じ科目のものは免除するというのが、国家試験というものの性格からいって、私は当然じやないかと思ひますが、併しこれは意見に亘りますから、これで打ち切ります。

○委員長(都祐一君) ちよつと速記をとめて。

○政府委員(位野木益雄君) これは十

○政府委員(位野木益雄君) これは十

○政府委員(位野木益雄君) これは十

○政府委員(位野木益雄君) 推薦がな

○政府委員(位野木益雄君) 推薦がな

○政府委員(位野木益雄君) 推薦がな

心配も起り得るということが相当予想されるならば、何らかの手当をいたしたいと思ひます。

○一松定吉君 それで仕方がないからということになつて来ると、結局法務大臣は不適任だとして推薦をやり直せと命令することが出来るのですか。

○政府委員(位野木益雄君) それはできると思ひます。

○一松定吉君 できる……。できたとき管理委員会がよろしくおこないますと承服してくればよろしいが、推薦しなかつたときは仕方がありません。二進も三進も行けないが、それはどうするのですか、何かここにそういうときのことを法律に書いておかなければならぬ。これが抜けておるから聞か。

○政府委員(位野木益雄君) 今そういうふうにお考へておられますが、なおこの点については研究さして頂きまして……。

○一松定吉君 それを一つあなたのほうで更に御相談の上で、それが必要だということになると、この法文のどこかに、そういうときに処すべき法をこさえて来なければいかんから……。質問はこの程度にとどめておきましよう、更にお考へを願ひたい。

○補見義男君 今の一松さんの御質問に關連しているのですが、推薦する場合に、例えば刑法なら刑法で、三人なら三人の試験審査委員を法務大臣が任命しようとする場合に、三人だけ推薦させるんですか。それとも五名とか、その定数以上の人を推薦させるんですか、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(位野木益雄君) これは非常にこの間の仕事がスムーズに參つて

おりますので、四人の場合は四人そのまま推薦して、そのまま任命するということをやつて行きます。

○補見義男君 それは速記にとどめるほどの問題じゃないんですから……。

○委員長(郡祐一君) ではとめましよう。速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下さい。

司法試験法の一部を改正する法律案については、なお一、二の質疑が残つておりますが、都合によつて航空機抵当法案の質疑に入ることにいたしました。御質疑のあるかたの御発言を願ひます。

なお前回の航空機抵当法についての質疑中に取りました資料を運輸省から提出いたして参りましたので、これについて運輸省側に説明することがあります。またこの際、御説明を願ひます。

○政府委員(粟沢一男君) 先日航空機の償却耐用年限につきまして御質問がございましたので、調べて参りましたことを申し上げたいと思ひます。

お手許にお配りいたしました一枚紙のほうに耐用年数の表がございます。御覧になりますようにD C四型は七年の耐用年数といたしております。D C六につきましては恐らく八年以上というふうにお考へます。大体航空機の大小によりまして差をつけております。従いまして、例えばその次のピーチクラフト、これは大体六人ぐらい乗込むもので四年になつております。又デハビランドダブ、これは十人乗ぐらになつておりますが、六年、最近東京の上空で宣伝飛行などいたしておりますセスナ級になりまして三年という程度に耐用年

数をいたしてあります。

○説明員(谷伍平君) 前回の御質問によりまして、法律によりまして最高裁判所規則に譲つておりますところの競売の手続の大体の要旨を示せというお話がございましたので、かねて研究いたしておりましたところのアウト・ラインをまともなもので、お手許に航空機競売手続要領という題名の書類をお配りしてございますが、これにつきまして簡単に御説明申し上げたいと存じます。なおこの法案の附則によりまして改正されます航空法によりまして、最高裁判所の規則に譲りますものは競売規則のほかに強制執行についても譲つておりますので、強制執行についてももう一つ規則が別個に制定されることになるわけでありまして、これにつきましては大体内容でありますので、一先競売手続要領のみをお手許にお配りしたわけでございます。強制執行の規則の大体内容も予想されますものにつきましては、明日印刷をいたしましてお配りできると思ひますが、大体この内容と似通つておりますので、これによつて申し上げたいと思ひます。

第一番に競売の管轄裁判所はどこか。これは法律によりまして地方裁判所がやるということが規定されておりますが、土地管轄はどういうふうになるかということが一つでございます。これは船舶の競売の場合と同様に差押の当時に停留する場所、つまり現在地を以て現在地を管轄する地方裁判所を以て管轄裁判所としたわけでございます。自動車におきましては軽快な機動性を有します点から登録地主義を採用いたしておりますが、船舶同様の程度に目的物の捕撈が可能であるという考

え方を以ちまして、現在地主義をとつたわけでございます。

第二に、競売手続の開始決定の規定について、規定を設ける必要があるのございまして、競売手続につきましては裁判所が債権者のために航空機を差押える旨を宣言いたしまして、なお且つ航空機を債権者の委任した執行吏に製品を引渡すべき旨を命ずる、この二つのつまり観念的な命令行為とそれから製品を実際に執行吏が確保する、こういう二つの手続を以て競売の開始決定が行われる。その差押の効力は、開始決定を債務者に送達したときに効力が生ずるわけでございます。開始決定があつたということは、登録簿上これを表示して公示する必要があるからでございます。その第三項に書いてありますので、その第三項に書いてありますように手続の開始決定があつたときは、競売の申立てがあつた旨を登録簿に記入することを運輸大臣に囑託するわけでございます。この囑託を受けました運輸大臣はこれは政令に規定するわけでございますが、囑託を受けた場合の登記の方法は政令で規定いたしまして、原簿に表示するわけでございます。

第三に監守保存処分、ここに書いてございますが、これは競売の申立があつてから開始決定を行うまでに若干の時間がありますので、その間に航空機について早くその現在の状態を確保したいという必要があつたときには、債権者の申立によりまして、裁判所は監守保存のために必要な処分をすることが出来る規定の必要があるわけでございます。これは開始決定の送達前であっても差押の効力を生じまして、債務者の自由な処分を禁ずるわけでございます。

ます。この場合におきましても、第二に規定したような開始決定前ではありますけれども、登録簿に表示して第三者に広く公示する必要があるの、同じく囑託登記の規定を設ける必要があるわけでございます。

それから第四を御覧頂きたいのであります。執行吏がこの債務者から航空機の引渡を受けるわけでありまして、これは引續いて執行吏がこれを占有する、占有の方法はいろいろ考えられると思ひますが、占有をするということによりまして目的物を執行が確實に行われるように占有をするわけでございます。併しながらこの航空機の債務者が非常に確実な債務者であり、且つ航空機をいろいろ公益上の必要からなお運行させるといふ必要がある場合もありませんので、その点についての規定を置く必要があるわけでありまして、それは今申上げたのは第四の第三項の規定でございますが、それからなお第二項をちよつと落しましたので、執行吏は自分が占有するのが原則であります。債務者その他のものに目的物の確保ができるという確信がある場合には、その他の者に保管させることが出来る規定を設けて、実情に副つた目的物の確保の仕方を規定する必要があるわけでございます。

第五は競売期日の公告でございます。裁判所が競売期日を公告するわけでありまして、これは裁判所の掲示に標示するだけでなく、二項に書いてありますように、日刊新聞に掲載して広く周知させることが適当であると認められた場合には、その方法をとることが出来るわけでございます。

最後に、以上は極く概略でございます。

して、このほかにもお細密の規定を設ける必要がありまゝです。規定が、大体の考え方としましては、規定上競売法の不動産の競売に関する規定のところをいづく／＼ございますが、それらの規定を準用して洩れないようにして行く必要があると考へるのでございます。

強制執行の手続の要領につきましては、大抵用語は競売と異りますが、やり方としましては大抵これと同様であります。先ほど申し上げましたようにこれにつきまゝは明日お配り申上げつもりでおるわけでございます。以上を以ちまして簡単でございますが、資料の説明を終らせて頂きます。

○中山福藏君 お話をよくわかりました。大体こういうものであろうと私も想像しておつたのです。ところがこの飛行機の場合考へて頂かなければならぬことは、例えば動産の差押の場合にはいろいろの問題が起きて、一つの制規定が設けられて不法行為というものを禁ずるようになっておりますが、これは競売の申立をする、その申立書を提出する前に債務者がそれを、その申立があるというのをさとして自分の飛行機を外地に飛ばしたときには、執達吏の占有保管ということではできません。これは私が一番お尋ねしたい要点なんです。成るほど公簿上これは申立があつて、それが記録された、そして債権者は自己の債権の保全というものが担保された債権が、その債権の対象となるべきものによつて、自分の執行の目的物というものを完全に執達吏が占有管理しております。これは事実上先に飛んで行つて、占有保管に

移されたいときには執行できないので、そこで私はこの場合に限つてこれはやはり一つの制裁規定というものを単行法で臨時措置的に制定する必要があるのではないかと、これは特殊の場合です。動産とか日本にある不動産の場合にはこれはあなたがあたのいわゆる債権保全といふものは担保物件を競売することによつて、債権者は満足できるのですけれども、この場合は満足できないのです。いわゆる机上作戦を練つておるだけということになるのではないでしようか。競売の申立の登録はされた、執達吏が行つて占有保管する、この占有保管ができませんとどうなるか。悪意に飛行機を途方もないところへ飛ばしたという場合にはどうするか。飛べたという場合、一応考へなければならぬと思つたのです。船の場合よりも少しむずかしいのじやないかと思つたのですが、そういうことを私はお聞きしたいので、この資料を提供なさるようによつて御請求申上げたのであります。そういう点についてはどういふ処置をとられるお考えでしようか。これは一番大事なことだと思つたのです。

○説明員(谷伍平君) 今お話のような事例が絶無であるということも申上げられるわけには行かないと思つたが、航空機につきましては前回もお話申上げましたように、これを単に債権の抵当権の執行を免れる目的を以つて飛行機を国外に持出すということにつきまゝでは、そこにいろいろの障害が考えられるわけでございます。先ず日本の航空機として日の丸をつけた、つまり日本の国籍を取得した航空機でございます。その場合、それを外国に持つて行きました場合には、外国の登録を受けられると

いうわけには参りませんので、相違らず日本の国籍を持つたままである。外国の国籍を持つた飛行機の運行につきましては、各国とも民間航空条約によりまして非常に限定された運行のみしかできないことにきめられておりますので、これを何か経済目的に使うといふことは殆んど不可能なわけでございます。のみならず乗員もこれは旅券の問題その他ございますから、単に執行を免れる目的だけでどこかの国へ移したというところは一時的にはやれましても、そういう航空機のような高価な財産を外国においてみだりに使用できないので、普通のケースにおいては殆んど考えられないところではないかと考へる次第でございます。

なお話が相当技術的になつて参りまして、私も運輸省の役人ではないから正論を欠く答弁を申上げては如何かと思つたので、委員長のお許しをいただきましたら民事局のほうから村岡事務官がこへ来ておられますので、答弁して頂いたらどうでしよう、よろしくございませうか。

○中山福藏君 私は民事局のかたが答弁なさる前にちよつと言つておきたいのです。只今おつしやつたのは航空条約、或いは国家相互間の場合を想定しての御議論であつたと考へられます。それで航空条約の締結されていない国がたゞさんあるということも頭に入れておかなければならない。而も喉から手が出るように航空機を欲しがつておる国もあるわけなんです。それで法律制定の目的から行けばあなたのおつしやることはよくわかる、私も又よくわかるわけです。併し今日の世界情勢は

そういう簡単な考へではいかんかのじやないか。やはり債務者のやる行動を規制できる一つの措置をこの場合に限つては、考へておかなければならぬ問題ではないかと実は思ひまして、念を押しておるわけなんです。例えば破産の場合にも詐欺破産のような問題があるように、これはまあ余り役に立つておりませんけれども、併しなによりもましなんです。詐欺破産という問題があるといふことはそういうような按配で一つの何かここに不当な行為をやる債務者の立場を規制する一つの規定というものが必要になつて来るのじやないかという点をお尋ねしておるわけです。それで航空条約のあるところでは、あなたの今おつしやつた通りで、比較的これで満足もできるでしようが、今はそういうわけには行かないのです。例えば中共やソ連の領内に飛行機が飛んで行くという場合には、先方は喜んでこれを購入するのじやないかと思つた。例えば日の丸がついておつても機太とか何とか近いところは相当ありますからそんな航空した場合にはいては殆んど手のつけようがないのです。だからこの法律で債務者のふらちな行為を、或る方法で制限しておく必要があるのじやないかとお尋ねしておるわけです。

○委員長(福崎一君) 民事局の村岡事務官に説明させますが、御異議ございませんか。

○説明員(村岡二郎君) 只今動産の場合と比較してお話があつたのでございますが、つまり要領にも記載してありますように、競売手続開始決定の申立がありますと、決定前におきましても

○説明員(谷伍平君) いささ司法上の問題と離れる答弁になるかと思つたが、今の御説示のような例におきまして、まあ日本の日の丸をつけた飛行機が外国へ前触れなしに飛んで行くということになりますと、これは申すまでもなく不法入国になるわけでございます。その際も債権、抵当権の実行は非常に至難な恰好になるわけでございますが、併しこれは不法入国して飛んで行きました飛行機につきまゝ、外交上の手段によつてこれを返還する、請求の交渉をするというふうなこともできないわけではないと思つたが、それから国籍を持たない飛行機が

監守保存のために必要な処分をするこゝとができるとなつておりますので、この規定によりまして執行吏が飛行機に差押の標示封印等をすることはできるのであります。従つてそれを例へば昇降口の扉等に差押の標示をいたします。それを外した場合には刑法の九十六条の規定によりまして処罰される。この点は動産の差押の場合と同様であると解しております。ただこういう實際に執行吏等によりまして、目的物を把握する前に執行を免れるために逃げたといふふうなときには、これはどうも抵当権の制度といたしましては止むを得ないのではないかと、質権と違ひまして債務者の占有利用ということを許しつゝ担保に供するという制度を認めます以上は、それは制度といたしましては止むを得ないものではないかといふふうにお尋ねしております。

○中山福藏君 止むを得ないといふことで片付けられれば、これはもう質疑応答をする余地はございません。これ以上何も申上げることがない。

○説明員(谷伍平君) いささ司法上の問題と離れる答弁になるかと思つたが、今の御説示のような例におきまして、まあ日本の日の丸をつけた飛行機が外国へ前触れなしに飛んで行くということになりますと、これは申すまでもなく不法入国になるわけでございます。その際も債権、抵当権の実行は非常に至難な恰好になるわけでございますが、併しこれは不法入国して飛んで行きました飛行機につきまゝ、外交上の手段によつてこれを返還する、請求の交渉をするというふうなこともできないわけではないと思つたが、それから国籍を持たない飛行機が

その前に前触れなしに飛んで行くという事になり、相当これは航空機自体の保安上極めて危険な状態で飛んで行くわけでございます。又乗員につきましてもその生命財産の保障がないというふうなことからしまして、まあ度々そういうふうなことが全然ないかということの御質問に対しては、かと言ひ切れませんが、非常に稀有な状態でありまして、それを前提におきまして何かこの法律で措置をするという事は非常に困難じやないかというふうなことを考へる次第でございます。でございまして普通近代的金融機関に、こういう航空機を使用する事業なり、或いは団体なりというものをよく事前に調査をいたしまして融資をするわけでございますので、その点は先ず当事者間の融資契約が結ばれる過程の、その基礎になる調査というふうなものを信頼して、この法律を制定するほかはないのじやなからうかと、まあそう考へる次第でございます。その程度で一つ御勘弁を頂きたいと思ひます。

○中山福藏君 ちよつと一言附加しておきますが、あなたは私の年の半分しかないので、世の中の事情というものを余り御存じない。法律研究の面では私よりえらいかも知れませんが、世の中の生きだ動きというものを御存じないと私は見ております。なか／＼世の中はそう甘いものじやないのですよ、今は……。相手方の不法入国とか何とかおつしやいますけれども、これもあなたが大の書物を読んで考へえになる事柄なんです。そんな甘いものじやないのですから、私のような年寄りの言うことは一応よく考へえになつて吟味

されないと困るのですがね。まあ併しそれだけ私は申上げておきます。○小野義夫君 今中山委員の言われておるのは、つまり抵当権というものはいわゆる債権者を保護するという法律的措置であつて、普通の金銭貸借及び信用経済の面から少し法的になつておる。従つて法の欠陥というものはこれは法で以て補うよりほかないのであるから、例えば破産法の中的一条に入れたとか、どこかに制裁規定を、かかることをやつた場合にはかような措置があるというところを書き加えることは、法律の完璧を期する上から言つて、法律の観念の意味において、そういう我が考へても当然抜け穴があるというふうな、さういふことは事実上は今のやうな法律を作つても空を飛んで行く場合は仕方がないが、これに何らの制裁がないというものが、これに何権を設定する意図が若し果して今までの御答弁のやうに信用でやるならば、もと／＼信用があるならば、お互いさまで、これを抵当に取るという事は、一に信用のないことから起る、信用があるのに何で抵当権が要りますか。失礼ながら……。金銭貸借のときは信用ある者は抵当をあえて出さなくてもよろしい。信用がないから抵当を取る。その抵当権を行使するということが抵当権なんです。その行使の上にとりかかるといふならば、どこかに法律に穴があるのだから、その穴を塞ぐというのが当然な理論的なこれは御要

求でないかと、私は中山委員の発言に對して、同じような考へえを持つのであつて、御当局はさういふ穴を知つて塞ぐ意思はないのかどうか、一つ御答弁を願ひたい。

○説明員(谷伍平君) 今ちよつと私の申上げようが懸つたので、まるで抵当が要らないやうな議論に若し聞こえましたら申訳ないと思ひますが、これは罰則につきましては、一つ法務省の刑事局の意見もお伺ひしたいと思つておりますが、なか／＼技術的に非常に困難ではないかというふうな考へえは、すでに現行法の体系が大体さういふ罰則がなくて実行を確保しているやうな状態でありまして、まあスピードの差は勿論ございしますが、移動の難易という点から言いますと、私どもは船舶と航空機と比べて見て、それほど航空機が機動性がこの法律的な意味において大きいというふうな考へておられますので、大体船舶について同様な疑念があると、而も現行の状態を見ますと、船が中共の港へ、これは船と申しても、やはり中共なり、韓国なり、北鮮なりは欲しがつて

いるものでございしますが、そういう事例も余りございせんので、大体船舶と同様に考へて立法したわけでございます。しつと申して、まあ船とは違つて、もう少し研究お法務省の意見を聞きまして又御返事申上げたいと思ひます。

○小野義夫君 いや、それはね、あなたが研究して、できるだけその点を補うという言葉ならいいんですけれども、今申されるやうな理窟を言つて船舶と飛行機は非常に違つて居る。船舶は海を離れて陸の不定のところへ行くと申すことはできないのです。これは短時間には如何なるところでも、降りられるところでありさえすれば相当不明のところへ行けるといふ点が非常に違つ

て居る。それから迅速の点からも……。それから抵当権の目的を阻害するやうな行為に對して、何か格段な飛行機抵当に關連してやる意思はないかどうか、よ一つ上司とも御研究の上、その点だけをお伺ひして、今いろいろここで御説明を承つても大分違つて思つて居る。船舶はさうであるから飛行機はそれと同じだといふやうなことは、これは機動力その他についても同様に考へられない。

○補見義男君 ちよつとそれに関連しまして、日本よりもむしろ外国のほうで、さういふ今小野さんや、中山さんの言ひたれた心配の事例は余計あると思ふんですがね。外国の立法例はどうなつて居るか。

○説明員(谷伍平君) 今の立法例はあれでございますか。抵当権について……。

○補見義男君 航空機抵当ですね。○説明員(谷伍平君) 抵当法の立法例については、はつきりと航空機プロパーの抵当権について規定して居るものは私どもの調べましたところでは、フランスの航空法が唯一のものであるやうに、今までの調べではさうなつて居ります。フランスの航空法の抵当権の規定は非常に簡単な条文でございまして、全部船舶抵当権を準用して居るわけでございます。フランスの航空法の十四條に「航空機は抵当権の目的とする事ができる。抵当権は登録簿に記載するものとする。船舶登録簿及び船舶抵当に関する法律は航空機の抵当に準用する。」御承知の通り、大陸法系は、抵当権につきまして制限物権

の形態をとつて居りますので、まあ大体内容的に我が国の抵当権と根本的にはそれほど違わぬといふやうに考へて居ります。まあこれだけの簡単な言葉でフランスでは抵当制度をやつて居るわけでございます。まあ英米法につきましては、御承知のやうに、モーゲージの形態でありまして、これは我が国で申せば讓渡担保、つまり権利移転の形式をとつて居るやうでございます。航空機だけについてのモーゲージの規定は特に見当りませんが、ただアメリカの民間航空法の五百三條、五百四條に、五百三條は抵当権登録の記録制度を規定して居りまして、五百四條は名義上の所有者、ホーム・オーナー、名義上の所有者は航空機による損害賠償の責任を負わぬ。オペレーター、イング・オーナーが即ち実際本當の所有者であつて、航空機を運用している者がいろいろ損害賠償の責任を負うのだと思ひます。そんな簡単な規定だけでございます。内容その他につきましては、州法等で規定して居る州もございまして、そういうものはなくて一般的にモーゲージで行つて居るやうでございます。

○中山福藏君 一つ私は特別に願ひするのですがね。例えば不動産の抵当権を行使せられる場合に當りまして、今日あの競売手続でも穴があるのです。例えば紀尾井町の一番地上に立つておる建物に對して、競売の申立てをする場合に、債権者がどういふやうにするかという、紀尾井町の一番地に家を建てて後に、地番一を一番地の一、二というふうな公簿上分筆すれば、その上に建つたものが二つあることになる。

そうするとこの家はおれの物だ、これはおれのものと言つて、甲というものと乙というものと同一建物を争うために、今所有権確認の訴えが頻々として全国至るところに起つておる。これはあなたのほうの論法から言へば、そういう実例はないのですがね。そういうふうにならんと法律がでさう上つてくるのですから、債務者というものが、一番地というものを二つに分けて来る

と、どつちに建つておるかからん。一つの建物でさえそういう抜け道があつて、金を貸した人は非常に弱つておるのです。これは一つの実例です。だから今まで抵当権実行の方法なんかから考へてみて、航空機の場合は、なお更至難の問題が起きて来るのじやないかと思ふのです。そういう事態でありますから、やはりこういう航空機のようなものに抵当権を付けるということにつきましては、やはり完璧を期するということが何よりも必要ではないか。そうしないと空飛ぶ鳥を、距離の遠いのを、幾ら鉄砲で打つても届かないということになつてしまうと実を考へますから、あなたがたの名譽のために特にこれは意見として申上げ、もう少しその点を御研究になつておかないと、飛んでもないことになるのじやないかと思ふのですがね。僅か九台のヘリコプターだけでも十九億幾らというふう

に、大衆植段の高いものですし、殊に飛行機はそれより高価なものとお見えておる。そんな大きな問題でありますから、やはりこれは十分に慎重に御検討願ひたいと思ひます。

○説明員(谷伍平君) 今のいろ／＼先刻からのお話の趣旨よくわかりましたので、一応隔りまして法務省と打合せ

をしたと思ふのであります。こういうふうな考へております。

○委員長(藤崎一君) 速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(藤崎一君) 速記を始めて下さい。本日はこの程度を以て散会いたします。次回は明日午後一時から開会いたします。

午前十一時四十八分散会
七月八日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、司法試験法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十九日)
- 一、少年法及び少年院法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十日)